

# 大阪広域環境施設組合行政不服審査法施行細則

平成28年4月1日規則第14号

最終改正：令和元年7月23日

(趣旨)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び大阪広域環境施設組合行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号。以下「条例」という。）の施行については、別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(提出書類等の写し等の交付に係る手数料の減免手続)

第3条 条例第4条第1項に規定する交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁）に提出しなければならない。

2 前項の書面には、審査請求人等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(提出資料の写し等の交付の求め)

第4条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 対象主張書面等又は対象電磁的記録を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について条例第13条に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

2 前項第2号に規定する交付の方法については、実施機関が現に保有する機

器で容易に対処することができる方法に限るものとする。

(提出書類の写し等の交付に係る手数料の減免手続)

第5条 条例第12条第1項に規定する交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の書面について準用する。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務課において処理する、

(審査会の運営の細目)

第7条 条例及びこの規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の会長が定める。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月23日規則第1号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。